

那覇港湾合同庁舎 6 階改修工事  
仕 様 書

令和 8 年度  
第十一管区海上保安本部  
經理補給部經理課

## 第一章 工事概要

- |          |   |
|----------|---|
| 1 工事名    | 那覇港湾合同庁舎 6 階改修工事  |
| 2 工事目的   | 庁舎 6 F の執務室改修（空調設備、LED 照明、消防設備、間仕切壁、OA フロア、天井塗装）を目的とする。                         |
| 3 工事期間   | 契約締結日から令和 8 年 10 月 30 日（金）  |
| 4 工事場所   | 沖縄県那覇市港町 2 - 1 1 - 1  |
| 5 工事内容   | 改修工事（建築、電気工事、機械設備工事）  |
| 6 管理事務所  | 第十一管区海上保安本部経理補給部経理課 営繕係<br>沖縄県那覇市港町 2 丁目 11 番地 1 号<br>TEL. 098-867-0118 内線 2226 |
| 7 工事担当部署 | 第十一管区海上保安本部経理補給部経理課 営繕係<br>沖縄県那覇市港町 2 丁目 11 番地 1 号<br>TEL. 098-867-0118 内線 2226 |

## 第二章 一般共通仕様

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 適用事項        | 本工事は、この仕様書及び図面に記載した事項によるほか、次の規格等に準じて実施する。<br>(1)「公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械工事）」（最新版）<br>(2)「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版）<br>(3) その他、各関係図書による。   |
| 2 設計図書        | 設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。  |
| 3 監督職員        | 監督職員とは、支出負担行為担当官（第十一管区海上保安本部長）が任命した職員（請負契約書に示された職員）をいう。  |
| 4 現場の納まり等の協議  | 現場の納まり、取合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。  |
| 5 撤去材及び発生材の処理 | 撤去材及び発生材のうち、返納する物は整理のうえ「撤去品等発生通知書」を提出して確認を受け、監督職員の指示に従うものとする。返納しない物については、監督職員の指示による。<br>(1) 撤去材及び発生材の保管及び廃棄は確実にを行う。<br>(2) 廃棄処分する物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関連法令に従い適法に処理する。<br>(3) 返納する物については、指定する場所へ遅滞なく納める。 |
| 6 工事日報        | 工事の進捗・材料の搬出入・作業員の作業状況・気象状況などを記載した日報を監督職員に提出する。<br>ただし、監督職員の指示する場合は提出を要しない。   |
| 7 疑義等の協議      | 設計図書に明記のない場合、工事内容に疑義を生じた場合及び現場の納まり又は取合いなどの関係で、設計図書によることが困難な場合は、監督職員と協議する。  |
| 8 諸届、打合せ      | (1) 請負者は、工事に必要な諸届、申請を速やかに行う。<br>(2) 諸届、申請に伴うその他必要な経費は、請負者の負担とする。   |
| 9 臨機の処置       | 災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。   |

- 1 0 補償 当該工事において、第三者又は既設設備等に損害を与えた場合は請負業者によって適正な補償を行うこと。
- 1 1 施設の保全 (1) 工事中は、各種機器及び既存部分に支障を与えないよう十分な養生を行う。  
(2) 工事中、完了後は、施設内外の清掃後片付けを行う。
- 1 2 材料 材料は、別途再利用するものを除き新品で、建築基準法、グリーン購入法及びその他関連法規に適合する材料等とし、監督職員の検査を受けて合格した者又は、承認を受けたものとする。
- 1 3 主任技術者 請負者は、工事に必要な高度な技術と経験を有する主任技術者を定め、届けること。
- 1 4 安全監理 (1) 労働基準法、労働安全衛生法及びその他関係法規に従って工事を行うこと。  
(2) 工事現場は常に整理・整頓を行い、必要な安全対策を施すこと。
- 1 5 火気使用 (1) 工事において、火気を使用する必要がある場合は、工程表に明記し、監督職員の承認をえること。  
(2) 火気の使用については、細心の注意を払うこと。
- 1 6 工程表 着工に先立ち実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。  
ただし、軽微な工事で監督職員の指示による場合は省略できる。
- 1 7 完成図書 (1) 工事完成時の提出図書は次を標準とし、監督職員と調整する。  
(ア) 工事工程写真及び完成写真  
(イ) 完成図  
(ウ) 工事に関する資料（各種保証書・証明書等）  
(2) 工事工程写真及び完成写真の撮影並びに写真の整理方法等詳細は、「工事写真の撮り方」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。  
(3) 完成図書は電子記録で整理し1部を提出すること。
- 1 8 その他 (1) 詳細は、第十一管区海上保安部入札・見積者心得書による。  
(2) 請負金額は、検査職員による検査合格後に請負業者による請求書をもって支払う。

### 第三章 特記仕様

#### 1 共通事項

- (1) 車両・資材置き場等は監督職員と協議すること。
- (2) 現場事務所は設けない。
- (3) 詳細は別添図面による。
- (4) アスベスト事前調査の資料は提供する。
- (5) 騒音・振動・臭気が発生すると予想される場合は、事前に監督職員に報告しその指示に従うこと。

#### 2 建築工事

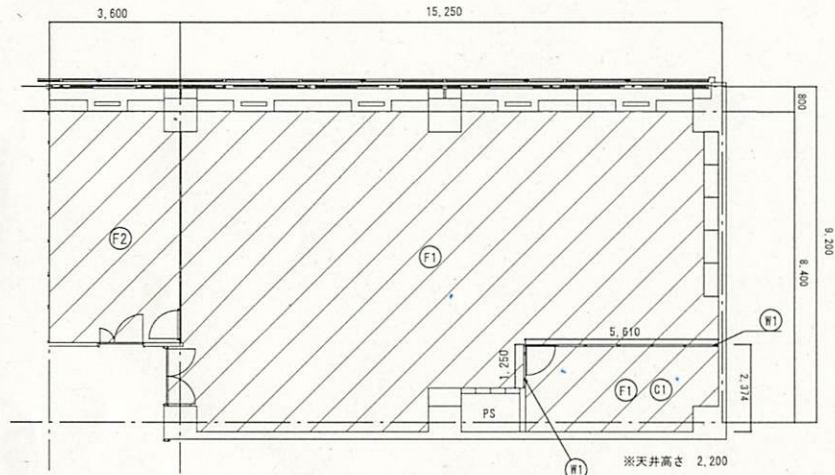
- (1) タイルカーペットについて既設を撤去し、新たに支給するビニル床タイルを敷設する。OAフロアの下地調整は付帯とする。
- (2) 図示する位置にスチール製パーテーション(遮音、t 60)を設置する。設置床はOAフロア上とし、パーテーション設置後の出入口については同材質片開き戸を設置する。
- (3) 図面にて示す天井面を塗装する(既設同色)。

#### 3 電気・機械 設備工事

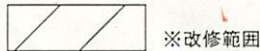
- (1) 図示する(E1)について、既設蛍光灯を撤去し、新たに支給するLED照明器具を設置する。また図示する(E2)については、既設蛍光灯を撤去し、請負業者手配によりLED照明器具(LRS3-4-65)を設置する。同等品とする場合は監督職員へ、機器の仕様内容を確認する。
- (2) 図示する箇所に煙感知器を新設する。消防設備の受信機設定、消防への設置申請等も付帯とする。
- (3) 既設OAコンセント、配線を計11個撤去、新設する。また壁コンセントについても図示する位置に3個新設する。
- (4) 空調設備を新設する。仕様については別図のとおり。  
同等品とする場合は監督職員へ、機器の仕様内容を確認する。
- (5) 空調設備設置後は、監督職員立会いの上試運転を実施し、運転に異常がないことを確認する。
- (6) 図示する箇所の空調室内機、室外機(屋上)を撤去する。配管、配線については、新設する空調設備に再利用することとし、撤去した室内器、室外機については、監督職員へ引き渡すこと。
- (7) 改修後は電気系統図を監督職員に報告し現場確認する。



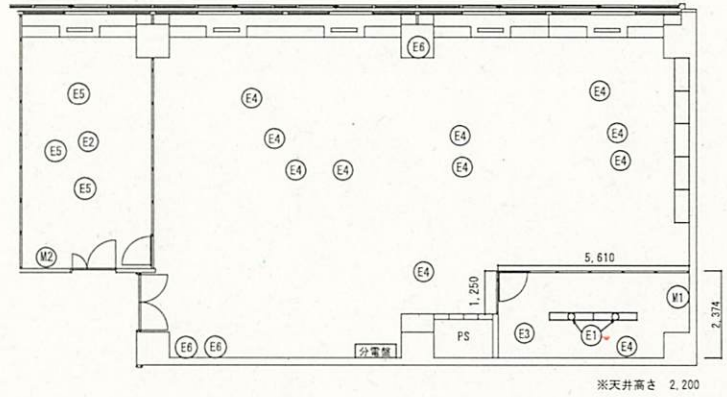
建築



凡例		
床	(F1)	タイルカーペット張り t=6.0(撤去)・ タイルカーペット張り t=5.0(支給品)
床	(F2)	タイルカーペット張り t=6.0(撤去)
壁	(W1)	スチール製パーテーション<遮音>t=60(新設)
天井	(C1)	天井塗装 (既設天井同色または白色)



電気・機械設備



凡例		備考	
照明	(E1)	既設蛍光灯 2台(撤去、処分) LED照明器具 2台(官給品)	官給品: 関東電工 BL-XL-W300-Q32
照明	(E2)	既設蛍光灯 計6台(撤去、処分) LED照明器具 計6台(新設、請負業者手配)	新設: LRS3-4-65
感知器	(E3)	煙感知器 1個(新設、消防への設置申請等含む)	差動式スポット感知器2種
コンセント OA	(E4)	既設OAコンセント、配線 計11個(撤去、処分) 新規OAコンセント、配線 計11個(新設)	新設コンセント: 2P15A セットコンセント2個 新設配線: EM-EEF2.0-3C(コロガン)
コンセント OA	(E5)	既設OAコンセント、配線 計3個(撤去、処分)	
コンセント 壁	(E6)	新規壁コンセント 3個(立上がりモール3号)	新設: 2P15AEET 接地極付
空調機	(M1)	空調機 1台(新設、設置位置調整)執務室内のみ配管、配線 φ6.4/12.7	仕様: ルームエアコン壁掛式、100V、2.8kW 防振ゴムパット、他付属品一式 付属品: ドレンアップメカ、リモコン、室外機転倒防止ワイヤー
空調機	(M2)	空調機室内機、室外機撤去 天井り式4.0kW 室外機屋上 配管、配線再利用	